⑤就職差別事件

二〇〇五年度から全国の就職希望の高校生が使用する履歴書(全国高等学校統一用紙)、いわゆる統一応募用紙が改定された。具体的には、「ひとり親家庭」などへの就職差別の温床となっていた保護者欄および保護者の押印が削除されており、書式としてはわずかな違いではあるものの公正採用の視点からすれば大きな意義をもっているといえる。

しかしながら、その統一応募用紙や職業安定法第五条に違反した、差別につながる求職者への情報収集があとを絶たない。

例えば、東京都高教人権教育推進委員会による「二〇〇四年度就職アンケート調査集計結果」をみると、調査総数六六一人のうち何らかの統一応募用紙違反にあった生徒は三三%で、受験した三人に一人という数字が示されている。

新潟県では、二〇〇四年の新潟県人権・同和センターの調査によると、新潟県病院局が県職員募集にあたり地番まで本籍地を書かせる「履歴書」を求めていたことをはじめ、重複があるものの新潟県内の二八市町村が都道府県までの本籍地を、九市町村が地番までの本籍地を、一一市町村が家族構成などを、職員募集にあたり書かせていたという報告がされている。

長野県でも二〇〇五年末から二〇〇六年初めにかけて、職員採用における受験申込書について全市町村へのアンケート調査が行われたが、「あなたのことを十分知っていて、保証できると思う二人以上の名前・住所・職業」を詳しく書かせたり、戸籍筆頭者との続柄を書かせたりしている市町村もあり、さらに、面接カードの内容で、家族構成、クラブ活動、信条としている言葉、愛読書、余暇の過ごし方を書かせていたり、添付書類に家族調書をつけている市町村、健康診断書で胸囲を聞いたり家族の健康について書かせるものまであったと報告されている。

この他、石川県では、二〇〇四年の中間集計で受験事業所五二九のうち二割弱にあたる一〇四の事業所で違反質問が行われており、富山県でも二〇〇三年度に違反指導が行われた事業所は、受験事業所の二三・六%にのぼっている。京都府でも、二〇〇四年度に一四三件の受験結果報告書違反事例が報告されている。